



市 章

# 大津市公報

平 成 31 年 3 月 25 日  
号 外 ( 第 8 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 条 例

1	大津市認定こども園の認定の要件を定める条例.....	1
2	平成31年度における職員の給与の特例に関する条例.....	6
3	大津市吏員退職料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例.....	7
4	大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	7
5	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例.....	8
6	大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例.....	8
7	大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	8
8	大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	10
9	大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例.....	13
10	大津市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例.....	13
11	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	13
12	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	14
13	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	14
14	大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例.....	14
15	大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例.....	15
16	大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例.....	15
17	大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	15
18	大津市仰木ふれあい広場条例の一部を改正する条例.....	16
19	大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例.....	16
20	大津市都市公園条例の一部を改正する条例.....	17
21	大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例.....	17
22	大津市建築基準条例の一部を改正する条例.....	30
23	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	30
24	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	31
25	大津市民体育館条例の一部を改正する条例.....	31
26	大津市市民格技場条例の一部を改正する条例.....	33
27	大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例.....	34
28	大津市市民プール条例の一部を改正する条例.....	34

## 条 例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第 1 号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(認定の要件)

**第3条** 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

法第3条第1項の認定を受けようとする施設(以下「認定対象施設」という。)が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

認定対象施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該認定対象施設が保育所である場合にあっては、本市における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

子育て支援事業のうち、認定対象施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

認定対象施設の設備及び運営の内容が次条から第10条まで(第6条第1項を除く。)に規定する基準に適合するものであること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

次のいずれかに該当する施設であること。

ア 法第3条第3項の認定を受けようとする連携施設(以下「認定対象連携施設」という。)を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定対象連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 認定対象連携施設を構成する保育機能施設に在籍していた子どもを引き続き当該認定対象連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

子育て支援事業のうち、認定対象連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

認定対象連携施設の設備及び運営の内容が次条から第10条までに規定する基準に適合するものであること。

(職員の配置の基準)

**第4条** 認定こども園には、園長を置かなければならない。

2 認定こども園に置く子どもの教育及び保育に従事する職員(以下「教育・保育従事職員」という。)の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

満4歳以上の子ども おおむね30人につき1人

満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね20人につき1人

満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね5人につき1人

満1歳に満たない子ども おおむね3人につき1人

3 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育・保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、学級を編制し、各学級を担当する教育・保育従事職員(以下「学級担任」という。)を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

(職員の資格の基準)

**第5条** 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮させるよう認定こども園の管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

2 満3歳に満たない子どもの保育に従事する教育・保育従事職員は、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「保育士登録者」という。)でなければならない。

3 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する教育・保育従事職員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

幼稚園の教諭の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状(以下「教諭免許状」という。)を有する者(以下「教諭免許状所持者」という。)であって、かつ、保育士登録者である者

教諭免許状所持者(保育士登録者である者を除く。)又は保育士登録者(教諭免許状所持者である者を除

く。)であって、それぞれ登録を受け、又は教諭免許状を取得するための努力を行っている認められるもの

4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、教諭免許状所持者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園(第3条第1項第2号に掲げる要件に該当する保育所であって、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。)又は地方裁量型認定こども園(同号に掲げる要件に該当する保育機能施設であって、同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。)としての認定を受けようとする場合であって、学級担任を教諭免許状所持者とすることが困難であるときは、保育士登録者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものが教諭免許状を取得するための努力を行っている場合に限り、その者を学級担任とすることができる。

5 第3項の規定にかかわらず、教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士登録者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園(第3条第1項第1号に掲げる要件に該当する幼稚園であって法第3条第1項の認定を受けたもの又は第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる要件に該当する連携施設であって法第3条第3項の認定を受けたものをいう。以下同じ。)又は地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合であって当該教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録者とすることが困難であるときは、教諭免許状所持者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものが登録を受けるための努力を行っている場合に限り、その者を当該教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

(施設及び設備の基準)

**第6条** 幼稚園型認定こども園(法第3条第3項の認定を受けるものに限る。第12項において同じ。)は、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

子どもに対する教育及び保育の適切かつ一体的な提供が可能であること。

子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。第4項において同じ。)は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存施設(法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする時点において現に設置され、及び運営されている施設をいう。以下同じ。)が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合(既存施設の設備をそのまま用いる場合に限る。第5項において同じ。)であって、第4項本文(満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第11項)に定める基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

3 認定こども園には、次に掲げる設備を設けなければならない。

保育室又は遊戯室

屋外遊戯場

調理室

4 前項第1号の保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の面積については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合(既存施設の設備をそのまま用いる場合に限る。次項において同じ。)であって、その園舎の面積が第2項本文に定める基準を満たすときは、この限りでない。

5 第3項第2号の屋外遊戯場の面積は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合であって第1号に掲げる基準を満たすときは第2号に掲げる基準を満たすことを、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合であって第2号に掲げる基準を満たすときは第1号に掲げる基準を満たすことを、それぞれ要しないものとする。

3.3平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。

次に掲げる面積を合計した面積以上であること。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積

- 6 第3項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合は、同項第2号の屋外遊戯場については、当該認定こども園の付近にある適当な場所であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをもって、これに代えることができる。
- 子どもが安全に利用できる場所であること。
  - 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
  - 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
  - 前項の基準を満たす場所であること。
- 7 認定こども園において、子ども(教育時間相当利用児を除く。)に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する認定こども園は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。
- 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
  - 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
  - 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
  - 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
  - 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 9 第3項の規定にかかわらず、前項の規定により調理業務の全部を委託する認定こども園にあっては、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 10 第3項の規定にかかわらず、認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない認定こども園(幼稚園型認定こども園に限る。)にあっては、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、食事を提供するに当たり、必要な調理設備を備えなければならない。
- 11 満2歳に満たない子どもの保育を行う認定こども園にあっては、第3項各号に掲げるもののほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は1.65平方メートルに満2歳に満たない子どものうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は3.3平方メートルに満2歳に満たない子どものうちほふくするもの(立ち歩きを始めた者を含む。)の数を乗じて得た面積以上でなければならない。
- 12 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第52号)第34条第8号の規定は、幼稚園型認定こども園としての認定を受けようとする場合における保育機能施設の用に供する建物及び地方裁量型認定こども園としての認定を受けようとする場合の建物について準用する。  
(教育及び保育の内容の基準)
- 第7条** 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づくものでなければならない。
- 2 認定こども園における教育及び保育は、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮した内容とし、規則で定める事項に特に配慮して行われなければならない。
- 3 認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教

育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

- 4 認定こども園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように、規則で定める事項に留意して、教育及び保育を提供しなければならない。
- 5 認定こども園は、前項の目標を達成するため、子どもの発達状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。
- 6 認定こども園における教育及び保育については、第2項の規則で定める事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にしなければならない。
- 7 認定こども園は、教育及び保育を一体的に提供するため、規則で定める事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。
- 8 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境は、規則で定める事項に留意して構成しなければならない。
- 9 認定こども園における日々の教育及び保育の指導は、規則で定める事項に留意して行わなければならない。
- 10 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

(教育・保育従事職員の資質の向上等の基準)

**第8条** 認定こども園は、規則で定めるところにより、教育・保育従事職員の資質向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業の基準)

**第9条** 認定こども園における子育て支援事業は、規則で定めるところにより実施されなければならない。

(管理運営等に関する基準)

**第10条** 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めなければならない。

- 2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 3 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- 4 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもなどの特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならないものとし、市との連携を図り、当該特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 5 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、適切な保険又は共済制度に加入し、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制を整えなければならない。
- 6 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。
- 7 認定こども園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(認定こども園の職員の資格に係る特例)
- 2 当分の間、子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第4条第2項本文の規定により算定した教育・保育従事職員の数が1となるときは、同項の規定により置かなければならない教育・保育従事職員のうち1人は、第5条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、教諭免許状所持者又は保育士登録者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者(以下「認定教育・保育従事者」という。)とすることができる。
- 3 当分の間、第5条第2項及び第5項本文の規定により置く教育・保育従事職員については、これらの規定に

かかわらず、教諭免許状所持者又は小学校教諭若しくは養護教諭の教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって、これに代えることができる。

- 4 当分の間、第5条第3項の規定により置く教育・保育従事職員については、同項の規定にかかわらず、小学校教諭等免許状所持者をもって、これに代えることができる。ただし、当該小学校教諭等免許状所持者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、教育・保育従事職員の補助者として従事する場合に限る。
- 5 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる教育・保育従事職員の総数が、当該認定こども園の利用定員の総数に応じて置かなければならない教育・保育従事職員の数を超えるときは、第5条第2項、第3項及び第5項の規定により置く教育・保育従事職員については、これらの規定にかかわらず、開所時間を通じて必要となる教育・保育従事職員の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない教育・保育従事職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、認定教育・保育従事者をもって、これに代えることができる。ただし、当該認定教育・保育従事者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、教育・保育従事職員の補助者として従事する場合に限る。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、第4条第2項本文の規定により算定した教育・保育従事職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第5条第2項及び第5項本文の規定により置く教育・保育従事職員	教諭免許状所持者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第4項	第5条第3項の規定により置く教育・保育従事職員	小学校教諭等免許状所持者
前項	第5条第2項、第3項及び第5項の規定により置く教育・保育従事職員	認定教育・保育従事者

平成31年度における職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第2号**

平成31年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

**第1条** 市長及び副市長の平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30（副市長にあっては、100分の20）に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定による額とする。

**第2条** 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあっては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当及び常勤の監査委員の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

**第3条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号若しくは第2号イ若しくはウに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第3条から第5条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）附則第6項から第8項まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務1時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第3項若しくは第15条第3項、大津市職員の育児休業等に関する

る条例(平成4年条例第1号)第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて適用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条又は給与条例第12条(教育公務員給与条例第15条において準用する場合を含む。)の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。)及び教職調整額(手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)の算出の基礎となる給料月額、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市吏員退隠料、遺族扶助手、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第3号

大津市吏員退隠料、遺族扶助手、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

大津市吏員退隠料、遺族扶助手、退職給与金、死亡給与金条例(昭和8年条例第9号)

大津市吏員退隠料、遺族扶助手臨時特例条例(昭和24年条例第5号)

昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料、遺族扶助手の特別措置に関する条例(昭和27年条例第26号)

大津市常備人退隠料、遺族扶助手、退職給与金、死亡給与金支給条例(昭和30年条例第7号)

昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料および扶助手の年額の改定に関する条例(昭和31年条例第31号)

昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた退隠料および扶助手の年額の改定に関する条例(昭和33年条例第23号)

平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助手に係る加算の年額等の特例に関する条例(平成2年条例第2号)

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の大津市吏員退隠料、遺族扶助手、退職給与金、死亡給与金条例又は大津市常備人退隠料、遺族扶助手、退職給与金、死亡給与金支給条例の規定による退隠料、通算退職年金、扶助手、退職給与金、返還一時金、死亡給与金又は死亡一時金の支給を受ける権利を有する者については、本則各号に掲げる条例の規定は、なおその効力を有する。

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第4号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は」を削り、「行わせるとき」の次に「、又は公共施設等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第1項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。)の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)を公共施設等運営権者(同法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。)に行わせるとき」を加え、同条第2項中「又は指定管理

者」を「指定管理者又は公共施設等運営権者」に、「又は公の施設の管理業務」を「公の施設の管理業務又は公共施設等の運営等の業務(以下「受託業務等」という。)」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「前項の受託業務又は公の施設の管理業務」を「受託業務等」に改める。

第53条中「第11条第2項の受託業務若しくは公の施設の管理業務」を「受託業務等」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

-----

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第5号**

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

-----

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第6号**

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

-----

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第7号**

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1(第2条関係)**

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,870円又は1時間につき890円
警備員	1時間につき 890円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,200円
自動車運転士	日額 7,070円
保育士	日額 8,990円
保育園保健担当職員	日額 9,430円
用務員	日額6,870円又は1時間につき890円



調理員	日額 6,870円
児童厚生員	日額 7,680円
児童クラブ指導員	日額 8,200円
介護福祉士	日額 8,490円
食品衛生監視員	日額 9,000円
獣医師	日額 9,650円
保健師	日額 9,430円
助産師	日額 9,430円
看護師(やまびこ総合支援センターに勤務する者を除く。)	日額 9,020円
准看護師	日額 8,490円
管理栄養士	日額 9,020円
栄養士	日額 7,680円
歯科衛生士	日額 7,580円
はり師・きゅう師	日額 7,680円
発達相談員	日額 10,330円
施設管理技術員	日額 9,020円
環境整備員	日額 8,890円
建築技術補助員	日額 9,020円
会計事務補助員	日額 7,680円
スクールサポートスタッフ	1時間につき 890円
学校生活支援員	1時間につき 1,040円
医療のケア支援員	1時間につき 1,560円
部活動指導員	1時間につき 1,600円
学校図書館司書	1時間につき 1,040円
臨時養護教諭	日額 9,020円
子育て支援指導員	日額8,060円又は1時間につき1,040円
森林環境学習指導員	日額 7,680円
指導主事	日額8,890円又は1時間につき1,150円
文化財発掘調査補助員	日額 7,170円
文化財発掘作業員	日額 6,860円
文化財整理補助員	日額 6,340円
市立幼稚園に勤務する臨時講師	月額241,000円又は1時間につき1,170円

市立小学校、中学校等に勤務する臨時講師	月額268,000円又は1時間につき2,750円
幼稚園養護職員	1時間につき 1,200円

別表第 2 期末手当の項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同表勤勉手当の項中「6月又は12月に支給する場合において、」を削り、「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

-----

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 8 号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表(第 2 条関係)

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 175,100円
大津市退職職員の嘱託員	月額 237,400円
C I O 補佐官	月額 541,000円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500円
専門的分野のアドバイザー(この表に別段の定めがある者を除く。)	日額 28,000円
車両総括管理者	月額 267,500円
弁護士	月額 540,000円
行政不服審査の審理員	審理 1 件につき 150,000円
いじめ対策相談調査専門員(弁護士である者を除く。)	月額 333,000円
消費生活相談員	月額 190,700円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 175,400円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額 175,400円
障害者虐待対応嘱託員	月額 198,400円
手話通訳者	月額 175,400円
障害児相談支援員	月額 190,700円
嘱託医	月額760,000円又は日額22,000円
発達相談員	月額 199,400円
地域型保育支援員	月額 199,400円

保育園保健担当嘱託員	月額190,700円又は1時間につき1,220円
幼児教育相談員	月額 188,400円
バス運転士	月額115,900円又は出勤1回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 175,400円
家庭相談スーパーバイザー	月額 199,400円
家庭児童相談員(児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。)	月額 198,400円
家庭児童相談員(児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。)	月額 190,700円
母子自立支援員	月額 190,700円
女性相談員	月額 198,400円
児童厚生員	月額 175,400円
子育て支援員	月額 184,000円
児童クラブ指導員	月額 244,600円
介護支援専門員	月額 198,400円
介護認定調査員	月額 190,700円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 184,000円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 175,400円
保健所に勤務する臨床心理士	出勤1回につき 13,200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出勤1回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出勤1回につき 8,800円
獣医師	月額 218,300円
保健師	月額 190,700円
助産師(感染症相談業務の嘱託を受けた者に限る。)	出勤1回につき 8,500円
助産師(感染症相談業務の嘱託を受けた者を除く。)	月額 190,700円
看護師(感染症検査業務の嘱託を受けた者に限る。)	出勤1回につき 5,436円
看護師(感染症検査業務の嘱託を受けた者を除く。)	月額 184,000円
管理栄養士	月額 190,100円
栄養士	月額 175,700円
歯科衛生士	月額 175,400円
診療放射線技師	月額 190,100円
理学療法士	月額 190,100円
作業療法士	月額 190,100円

言語相談員	月額 198,500円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円
国際交流員	月額 330,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 189,700円
鳥獣害対策実施隊員	出勤 1 回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 176,200円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出勤 1 回につき 24,000円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 182,400円
ことばの教室指導員	月額 198,500円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 188,400円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 188,400円
特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1 時間につき 5,500円
特別教育相談員	1 時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1 時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額484,000円又は日額28,000円
教育センターシステム管理員	月額 160,500円
ICT活用指導員	月額 150,800円
若手教員育成指導員	月額 150,800円
葛川少年自然の家指定医	出勤 1 回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 175,100円
社会教育指導員	月額 150,800円
科学館運営業務嘱託員	月額 160,500円
図書館司書	月額 175,400円
文化財調査員・学芸員	月額 175,400円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 160,500円
学校支援アドバイザー	月額 150,800円
小中学校養護教諭	月額 170,200円
幼稚園養護職員	月額 188,400円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 175,400円

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

-----  
大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第9号

大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

大津市名誉市民顕彰基金の設置、管理および処分に関する条例(昭和39年条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市名誉市民顕彰基金条例

第2条中「毎年度」を削り、「180,000円以上」を「一般会計歳入歳出予算で定める額」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

-----  
大津市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第10号

大津市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険財政調整基金条例(平成3年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金等若しくは後期高齢者支援金等若しくは介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金」を「若しくは国民健康保険事業費納付金」に、「うめる」を「埋める」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第11号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第18項第2号、第5号、第8号、第10号及び第12号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第19号中「180,000円」の次に「。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては110,000円、同項第2号に該当する場合にあっては130,000円とする。」を加え、同項第22号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項第51号中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同項第52号中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項中第57号を第59号とし、第53号から第56号までを2号ずつ繰り下げ、第52号の次に次の2号を加える。

(53) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可申請に対する審査 1件につき 120,000円

(54) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可申請に対する審査 1件につき 160,000円

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第18項第56号中「含む。)」の次に「又は台帳に記載した事項に関する証明書」を加え、「470円」を「500円」に改め、同項第57号ア中「470円」を「500円」に改め、同号イ中「940円」を「1,000円」に改め、同項第58号中「470円」を「500円」に改め、同表第19項第2号中「2,720円」を「2,770円」に改め、同項第

4号及び同表第20項第7号から第9号までの規定中「3,490円」を「3,560円」に改め、同表第53項の表中「10,800円」を「11,000円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「16,200円」を「16,500円」に改める。

**第3条** 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第40項第1号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項第2号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

**附 則**

- この条例中第1条の規定は公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日のいずれか遅い日から、第2条の規定及び次項の規定は平成31年10月1日から、第3条の規定は平成32年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の大津市手数料条例別表第53項の規定は、同条の規定の施行の日以後に行う動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に行った動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第12号**

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第28条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第28条第1号の改正規定(「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第13号**

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第14号**

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

大津市立老人憩の家条例(昭和57年条例第14号)の一部を次のように改正する。  
別表大津市立膳所老人憩の家の項を削る。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第15号**

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大津市男女共同参画センター条例(平成17年条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表中「190円」を「230円」に、「290円」を「350円」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第16号**

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(平成元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「25,000,000円」を「10,000,000円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第17号**

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(以下この項において「旧令」という。)第12条」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院若しくは診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務(大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「介護医療院基準条例」という。)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9

条の 9 第 1 項中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「介護医療院基準条例第 33 条第 3 項第 2 号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第 9 条の 12 中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による第 9 条の 8 の 2 に定める医療機器」とあるのは「介護医療院基準条例第 33 条第 3 項第 3 号の規定による医薬品医療機器等法第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第 9 条の 13 中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療」とあるのは「介護医療院基準条例第 33 条第 3 項第 4 号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12 条第 1 項中「法第 20 条の 3 第 2 項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第 33 条第 3 項第 1 号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、旧令第 12 条第 1 項中「法第 20 条の 3 第 2 項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第 33 条第 3 項第 1 号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----

大津市仰木ふれあい広場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 18 号

大津市仰木ふれあい広場条例の一部を改正する条例

大津市仰木ふれあい広場条例（平成 15 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「1 時間当たり 390 円の」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 使用料の額は、1 時間当たり、大津市行政財産使用料条例（昭和 46 年条例第 1 号）第 4 条の規定の例により算出した額を 365 で除し、更に 24 で除した額に 100 分の 110 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

-----

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 19 号

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

大津市企業立地促進条例（平成 18 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

インキュベーション施設 公共的団体等が設置し、又は大学敷地に設置された貸研究室機能を主体とした企業育成施設をいう。

第 2 条第 4 号から第 9 号までを削る。

第 3 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

インキュベーション施設発立地促進助成金 インキュベーション施設から移転して本市の区域内に事業所を賃借しようとする事業者に対して、当該事業所の賃借料の一部を助成するもの

第 3 条第 5 号を削る。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を削る。

第 10 条第 1 項中「、第 6 条第 1 項」を「、第 5 条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「第 6 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「第 6 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同項第 3 号及び第 5 号中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 1 項」を「前条第 1 項」に、「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「、重点区域企業立地促進助成金」を削り、「5 年（大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金にあっては、4 年）」を「4 年」に、「第 8 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 8 条第 1 項」を「前条第 1 項」に、「第 8 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条第 5 項中



「第 8 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とし、第 12 条を第 10 条とする。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の大津市企業立地促進条例第 3 条第 1 号の重点区域企業立地促進助成金、同条第 2 号の大学インキュベーション施設発立地促進助成金又は同条第 5 号の公的インキュベーション施設発立地促進助成金に係る同条例第 6 条第 1 項の認定を受けた事業者に係るこれらの助成金については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 20 号**

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和 40 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 雄琴臨水公園の項の次に次のように加える。

近江神宮外苑公園	芝生グラウンド 駐車場
----------	----------------

別表第 2 第 5 項の表駐車場の項中「駐車場」の次に「（近江神宮外苑公園の駐車場を除く。）」を加え、別表第 2 第 5 項の表駐車場（近江神宮外苑公園の駐車場を除く。）の項の次に次のように加える。

駐車場（近江神宮外苑公園の駐車場に限る。）	駐車開始から 1 時間 を経過した後の 駐車時間 1 時間ま でごとに	200 円
-----------------------	--	-------

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の大津市都市公園条例別表第 1 に規定する近江神宮外苑公園の指定管理者の指定の手続その他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 21 号**

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例

（大津市道路占用料条例の一部改正）

**第 1 条** 大津市道路占用料条例（昭和 28 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

（大津市水道事業給水条例の一部改正）

**第 2 条** 大津市水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「100 分の 8」を「100 分の 10」に改める。

第 31 条第 1 項の表中「1,090.80 円」を「1,111.00 円」に、「2,170.80 円」を「2,211.00 円」に、「7,290.00 円」を「7,425.00 円」に、「14,828.40 円」を「15,103.00 円」に、「38,761.20 円」を「39,479.00 円」に、「86,432.40 円」を「88,033.00 円」に、「233,517.60 円」を「237,842.00 円」に、「491,788.80 円」を「500,896.00 円」に、「5.40 円」を「5.50 円」に、「157.68 円」を「160.60 円」に、「182.52 円」を「185.90 円」に、「206.28 円」を「210.10 円」に、「231.12 円」を「235.40 円」に、「255.96 円」を「260.70 円」に、

「6,285.60円」を「6,402.00円」に、「68.04円」を「69.30円」に改める。

(大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第3条** 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「5,180円」を「5,280円」に、「9,880円」を「10,060円」に、「20,240円」を「20,620円」に、「2,100円」を「2,140円」に、「4,050円」を「4,120円」に、「8,250円」を「8,400円」に、「1,450円」を「1,480円」に、「2,750円」を「2,800円」に、「5,650円」を「5,760円」に、「7,770円」を「7,920円」に、「14,820円」を「15,090円」に、「30,360円」を「30,930円」に、「3,150円」を「3,210円」に、「6,070円」を「6,180円」に、「12,370円」を「12,600円」に、「2,180円」を「2,220円」に、「4,130円」を「4,200円」に、「8,490円」を「8,640円」に改める。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正)

**第4条** 大津市雄琴温泉供給条例(昭和34年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第13条第2項中「納付書の発行後10日以内」を「市長が指定する日まで」に改める。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第5条** 大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第6条** 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,840」を「2,890」に、「3,540」を「3,610」に、「1,150」を「1,170」に、「1,440」を「1,460」に、「520」を「530」に、「650」を「670」に、「730」を「740」に、「910」を「930」に、「1,990」を「2,030」に、「2,490」を「2,540」に、「320」を「330」に、「400」を「410」に、「3,670」を「3,740」に、「4,590」を「4,670」に改める。

(大津市下水道条例の一部改正)

**第7条** 大津市下水道条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「973.08円」を「991.10円」に、「158.76円」を「161.70円」に、「168.48円」を「171.60円」に、「234.36円」を「238.70円」に、「287.28円」を「292.60円」に、「334.80円」を「341.00円」に、「410.40円」を「418.00円」に、「438.48円」を「446.60円」に、「448.20円」を「456.50円」に、「35.64円」を「36.30円」に改める。

(大津市行政財産使用料条例の一部改正)

**第8条** 大津市行政財産使用料条例(昭和46年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市民会館条例の一部改正)

**第9条** 大津市民会館条例(昭和49年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「22,350」を「22,770」に、「31,050」を「31,620」に、「43,470」を「44,270」に、「86,940」を「88,550」に、「40,980」を「41,740」に、「62,100」を「63,250」に、「111,780」を「113,850」に、「4,960」を「5,060」に、「7,450」を「7,590」に、「9,930」を「10,120」に、「18,630」を「18,970」に、「6,210」を「6,320」に、「12,420」を「12,650」に、「23,590」を「24,030」に、「2,160」を「2,200」に、「3,240」を「3,300」に、「4,320」を「4,400」に、「8,640」を「8,800」に、「5,400」を「5,500」に、「10,800」を「11,000」に改める。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正)

**第10条** 大津市大谷乗馬場条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「970」を「990」に、「640」を「660」に、「1,290」を「1,320」に、「860」を「880」に、「2,160」を「2,200」に、「1,400」を「1,430」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(大津市ガス供給条例の一部改正)

**第11条** 大津市ガス供給条例(昭和52年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「825.96円」を「842.29円」に、「190.29円」を「193.82円」に、「1,249.32円」を「1,273.48円」に、「169.12円」を「172.26円」に、「1,378.92円」を「1,405.48円」に、「166.53円」を「169.62円」に、「1,514.69円」を「1,543.76円」に、「165.18円」を「168.24円」に、「2,292.29円」を「2,335.76

円」に、「161.29円」を「164.28円」に、「3,576.96円」を「3,643.20円」に、「158.72円」を「161.66円」に改める。

別表第 3 中「689.14円」を「701.91円」に、「158.58円」を「161.52円」に、「1,041.94円」を「1,061.23円」に、「140.94円」を「143.55円」に、「1,149.94円」を「1,171.23円」に、「138.78円」を「141.35円」に、「1,263.08円」を「1,286.47円」に、「137.65円」を「140.20円」に、「1,911.08円」を「1,946.47円」に、「134.41円」を「136.90円」に、「2,980.80円」を「3,036.00円」に、「132.27円」を「134.72円」に改める。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正)

**第12条** 大津市自転車駐車場条例(昭和54年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に、「2,440円」を「2,480円」に、「6,910円」を「7,040円」に、「3,050円」を「3,110円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

(大津市漁港等管理条例の一部改正)

**第13条** 大津市漁港等管理条例(昭和55年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項中「別表」を「別表第 2 項」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第 1 項の表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

**第14条** 大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表を次のように改める。

使用者の区分	使用時間		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
	室名					
市民等(市内に住居又は勤務場所を有する者(法人等においては、市内に事務所又は事業所を有するもの)をいう。以下同じ。)	大ホール	円	3,550	3,550	4,730	10,650
	会議室 1		2,200	2,200	3,300	6,600
	会議室 2		1,640	1,640	2,200	4,940
	会議室 3		870	870	1,310	2,630
	研修室 1		1,640	1,640	2,200	4,940
	研修室 2		1,310	1,310	1,750	3,940
	小会議室		550	550	820	1,650
市民等以外の者	大ホール		5,320	5,320	7,100	15,980
	会議室 1		3,300	3,300	4,950	9,900
	会議室 2		2,460	2,460	3,300	7,410
	会議室 3		1,310	1,310	1,960	3,950
	研修室 1		2,460	2,460	3,300	7,410
	研修室 2		1,960	1,960	2,630	5,910
	小会議室		820	820	1,230	2,470

別表第 2 項の表を次のように改める。

使用者の区分	使用時間		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
	室名					
市民等	軽スポーツ室	円	2,050	2,050	2,750	6,180
	工芸室		1,100	1,100	1,640	3,300
	集会室		1,300	1,300	1,740	3,920

	多目的室	2,050	2,050	2,750	6,180
	講座室	1,100	1,100	1,640	3,300
	視聴覚室	1,210	1,210	1,630	3,660
	調理実習室	2,200	2,200	3,300	6,600
	和室 1	680	680	1,010	2,040
	和室 2	380	380	580	1,160
市民等以外の者	軽スポーツ室	3,080	3,080	4,120	9,270
	工芸室	1,650	1,650	2,460	4,950
	集会室	1,950	1,950	2,610	5,880
	多目的室	3,080	3,080	4,120	9,270
	講座室	1,650	1,650	2,460	4,950
	視聴覚室	1,820	1,820	2,440	5,500
	調理実習室	3,300	3,300	4,950	9,900
	和室 1	1,020	1,020	1,520	3,060
	和室 2	580	580	870	1,750

別表第 3 項第 1 号の表中「2,010」を「2,050」に、「1,620」を「1,650」に、「3,020」を「3,080」に、「2,430」を「2,470」に改め、同号の表備考第 4 項中「2,010円」を「2,050円」に、「3,020円」を「3,080円」に改め、別表第 3 項第 2 号中「120円」を「130円」に改める。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正)

**第15条** 大津市立森林キャンプ村条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「310円」を「320円」に改める。

別表中「3,770円」を「3,840円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表備考第2項中「530円」を「540円」に改め、同備考第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正)

**第16条** 大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項及び別表第1中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に改める。

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

**第17条** 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,480」を「6,600」に、「12,960」を「13,200」に、「320」を「330」に、「640」を「660」に、「3,240」を「3,300」に、「1,080」を「1,100」に改める。

(大津市歴史博物館条例の一部改正)

**第18条** 大津市歴史博物館条例(平成2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「120円」を「130円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第3中「31,540円」を「32,130円」に、「47,320円」を「48,190円」に、「15,030円」を「15,310円」に、「22,550円」を「22,960円」に改める。

(大津市生涯学習センター条例の一部改正)

**第19条** 大津市生涯学習センター条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前 9 時から 午後 0 時50分 まで	午後 1 時から 午後 4 時50分 まで	午後 5 時から 午後 8 時50分 まで	午前 9 時から 午後 0 時50分 まで	午後 1 時から 午後 4 時50分 まで	午後 5 時から 午後 8 時50分 まで
ホール	13,540円	13,540円	13,540円	20,310円	20,310円	20,310円
和室	1,120円	1,120円	1,120円	1,680円	1,680円	1,680円
和室	610円	610円	610円	920円	920円	920円
調理実習室	1,410円	1,410円	1,410円	2,120円	2,120円	2,120円
ギャラリー	1,540円	1,540円	1,540円	2,310円	2,310円	2,310円
201学習室	1,370円	1,370円	1,370円	2,060円	2,060円	2,060円
レクリエーション室	3,050円	3,050円	3,050円	4,570円	4,570円	4,570円
301学習室	800円	800円	800円	1,210円	1,210円	1,210円
302学習室	800円	800円	800円	1,210円	1,210円	1,210円
303学習室	1,340円	1,340円	1,340円	2,010円	2,010円	2,010円
美術工芸室	2,600円	2,600円	2,600円	3,900円	3,900円	3,900円
音楽室	1,760円	1,760円	1,760円	2,640円	2,640円	2,640円
音楽室	600円	600円	600円	910円	910円	910円
工作室	2,830円	2,830円	2,830円	4,250円	4,250円	4,250円
視聴覚室	3,010円	3,010円	3,010円	4,520円	4,520円	4,520円
401学習室	1,140円	1,140円	1,140円	1,720円	1,720円	1,720円

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第20条** 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「120円」を「130円」に、「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「7,340円」を「7,480円」に、「10,580円」を「10,780円」に改める。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正)

**第21条** 大津市伊香立環境交流館条例(平成5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,670円」を「3,740円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「520円」を「530円」に改める。

(大津市北部地域文化センター条例の一部改正)

**第22条** 大津市北部地域文化センター条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「13,300円」を「13,540円」に、「1,170円」を「1,190円」に、「19,950円」を「20,310円」に、「1,760円」を「1,790円」に改める。

(大津市営霊園条例の一部改正)

**第23条** 大津市営霊園条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条中「3,150円」を「3,210円」に改める。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正)

**第24条** 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「350円」に、「600円」を「700円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「2,400円」を「2,800円」に、「4,200円」を「4,550円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「5,100円」を「5,250円」に改め、同表備考第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市創作展示館条例の一部改正)

**第25条** 大津市創作展示館条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「120円」を「130円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2第1項の表中「4,300円」を「4,380円」に、「6,450円」を「6,570円」に改め、別表第2第2項第1号中「1,600円」を「1,630円」に改め、同項第2号中「2,400円」を「2,440円」に改める。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

**第26条** 大津市伝統芸能会館条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「6,290円」を「6,410円」に、「9,440円」を「9,610円」に、「520円」を「530円」に、「790円」を「800円」に、「320円」を「330円」に、「480円」を「490円」に改める。

(大津市斎場条例の一部改正)

**第27条** 大津市斎場条例(平成7年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,610」を「2,650」に、「15,730」を「16,020」に改める。

別表第2第1項の表中「2,610」を「2,650」に、「15,730」を「16,020」に、「1,560」を「1,580」に、「3,140」を「3,190」に、「9,430」を「9,600」に、「930」を「940」に、「1,890」を「1,920」に、「97,200」を「99,000」に、「145,800」を「148,500」に、「64,800」を「66,000」に改め、別表第2第2項の表中「4,320」を「4,400」に、「15,120」を「15,400」に、「5,400」を「5,500」に、「18,900」を「19,250」に、「7,560」を「7,700」に、「26,460」を「26,950」に、「9,720」を「9,900」に、「34,020」を「34,650」に、「8,640」を「8,800」に、「22,460」を「22,870」に、「10,800」を「11,000」に、「28,080」を「28,600」に、「12,960」を「13,200」に、「33,690」を「34,310」に、「39,310」を「40,030」に改める。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正)

**第28条** 大津市埋蔵文化財調査センター条例(平成7年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

**第29条** 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成8年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「20,960円」を「21,340円」に改め、同条第4項中「15,420円」を「15,710円」に改め、同条第5項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

**第30条** 大津市ふれあいプラザ条例(平成9年条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,240円」を「4,320円」に、「5,300円」を「5,400円」に、「6,360円」を「6,480円」に、「7,960円」を「8,100円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「5,670円」を「5,780円」に、「1,670円」を「1,710円」に、「2,090円」を「2,130円」に、「2,510円」を「2,560円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「730円」を「750円」に、「920円」を「940円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,380円」を「1,410円」に、「680円」を「690円」に、「850円」を「870円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「1,280円」を「1,310円」に改める。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正)

**第31条** 大津市自動車駐車場条例(平成9年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「15,420円」を「15,710円」に改め、同条第5項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

別表中「7,560円」を「7,700円」に、「20,960円」を「21,340円」に、「15,940円」を「16,230円」に、「12,960円」を「13,200円」に改める。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正)

**第32条** 大津市浜大津公共広場条例(平成9年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

**第33条** 大津市スカイプラザ浜大津条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,310円」を「1,340円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「770円」を「790円」に、「1,160円」を「1,180円」に、「400円」を「410円」に、「200円」を「210円」に改める。

(大津市準用河川占用料条例の一部改正)

**第34条** 大津市準用河川占用料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正)

**第35条** 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例(平成13年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項の表備考第2項中「2,160円」を「2,200円」に改め、別表第3項の表中「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「430円」を「440円」に改め、別表第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正)

**第36条** 大津市滋賀里コミュニティセンター条例(平成14年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,150円」を「1,170円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「520円」を「530円」に、「650円」を「670円」に、「320円」を「330円」に、「400円」を「410円」に改める。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正)

**第37条** 大津市仰木太鼓会館条例(平成15年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,670円」を「3,740円」に、「4,590円」を「4,670円」に、「520円」を「530円」に、「650円」を「670円」に改める。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正)

**第38条** 大津市液化石油ガス供給条例(平成16年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2の表中「776.52」を「790.90」に、「35.535」を「36.193」に、「5,566.05」を「5,676.95」に、「24.951」を「25.413」に改める。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

**第39条** 大津市子育て総合支援センター条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表会議研修室の項中「200円」を「210円」に改め、同表くつきんぐランドの項中「350円」を「360円」に改め、同表すくすくランドの項中「150円」を「160円」に改める。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

**第40条** 大津市市民活動センター条例(平成17年条例第91号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表大会議室の項中「260円」を「270円」に改め、別表第1項の表小会議室の項中「160円」を「170円」に改め、別表第2項中「5,160円」を「5,260円」に改める。

(大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正)

**第41条** 大津市木戸コミュニティセンター条例(平成17年条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,840円」を「2,890円」に、「3,540円」を「3,610円」に、「520円」を「530円」に、「650円」を「670円」に改める。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

**第42条** 大津市温泉保養交流施設条例(平成17年条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「610円」を「620円」に、「6,100円」を「6,200円」に改め、別表第2項の表中「210円」を「220円」に改め、別表第3項の表中「310円」を「320円」に改め、別表第4項の表中「210円」を「220円」に改める。

(大津市公共棧橋条例の一部改正)

**第43条** 大津市公共棧橋条例(平成17年条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220」に、「510」を「520」に、「670」を「690」に、「1,080」を「1,100」に、「1,830」を「1,860」に、「2,580」を「2,630」に改める。

(大津市和邇文化センター条例の一部改正)

**第44条** 大津市和邇文化センター条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「13,300円」を「13,540円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「19,950円」を「20,310円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,950円」を「1,980円」に改める。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正)

**第45条** 大津市立野外活動施設条例(平成17年条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、「540円」を「550円」に改め、別表第2項の表中「710円」を「720円」に、「1,420円」を「1,450円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,070円」を「1,090円」に、「2,140円」を「2,180円」に、「3,390円」を「3,450円」に改め、同項の表備考第2項中「360円」を「370円」に、「540円」を「550円」に、「460円」を「470円」に、「700円」を「710円」に改め、別表第3項の表中「1,420円」を「1,450円」に、「1,900円」を「1,940円」に、「2,140円」を「2,180円」に、「2,850円」を「2,910円」に改め、別表第4項第1号の表中「1,880円」を「1,910円」に、「3,060円」を「3,120円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「6,130円」を「6,240円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「19,950円」を「20,320円」に、「7,530円」を「7,670

円」に、「11,620円」を「11,830円」に、「18,820円」を「19,170円」に、「30,650円」を「31,210円」に、「37,850円」を「38,550円」に、「61,300円」を「62,430円」に改め、同項第2号の表中「460円」を「470円」に、「690円」を「710円」に、「1,050円」を「1,070円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「1,590円」を「1,620円」に、「920円」を「940円」に、「1,390円」を「1,420円」に、「2,110円」を「2,150円」に改める。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正)

**第46条** 大津市港湾の管理に関する条例(平成20年条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正)

**第47条** 大津市旧大津公会堂条例(平成21年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,070円」に、「340円」を「350円」に改める。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正)

**第48条** 大津市ふれあいセンター条例(平成23年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「210円」を「220円」に改める。

別表第1号の表中「520円」を「530円」に改め、別表第2号の表中「3,670」を「3,740」に、「1,150」を「1,170」に、「730」を「740」に、「320」を「330」に、「520」を「530」に改め、別表第3号の表中「1,150」を「1,170」に、「320」を「330」に、「520」を「530」に改め、別表第4号の表中「1,990」を「2,030」に、「320」を「330」に、「520」を「530」に改め、別表第5号の表中「1,990」を「2,030」に、「520」を「530」に、「730」を「740」に改める。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正)

**第49条** 大津市リサイクルセンター木戸設置条例(平成25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,450円」を「3,520円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(大津市まちなか交流館条例の一部改正)

**第50条** 大津市まちなか交流館条例(平成27年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「970円」を「990円」に、「1,450円」を「1,480円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「640円」を「660円」に改める。

(大津市大津祭曳山展示館条例の一部改正)

**第51条** 大津市大津祭曳山展示館条例(平成27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,180円」を「2,220円」に、「3,270円」を「3,330円」に、「2,900円」を「2,960円」に、「4,360円」を「4,440円」に改める。

(大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第52条** 大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「5,140円」を「5,230円」に改める。

(大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第53条** 大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例(平成29年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「540」を「550」に、「600」を「610」に、「810」を「820」に、「900」を「920」に、「1,620」を「1,650」に、「1,800」を「1,840」に、「1,210」を「1,230」に、「1,350」を「1,380」に、「2,430」を「2,470」に、「2,710」を「2,760」に、「2,010」を「2,050」に、「2,420」を「2,460」に、「2,700」を「2,750」に、「3,240」を「3,300」に、「6,060」を「6,180」に、「7,280」を「7,410」に、「2,140」を「2,180」に、「2,860」を「2,920」に、「6,440」を「6,560」に、「3,020」を「3,080」に、「3,630」を「3,700」に、「4,050」を「4,120」に、「4,860」を「4,950」に、「9,100」を「9,270」に、「10,920」を「11,120」に、「3,210」を「3,270」に、「4,300」を「4,380」に、「9,660」を「9,840」に、「1,940」を「1,980」に、「2,910」を「2,970」に、「2,010円」を「2,050円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「3,630円」を「3,700円」に、「120円」を「130円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第4条中大津市雄琴温泉供給条例第13条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(大津市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

**第2条** 第1条の規定による改正後の大津市道路占用料条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料に



については、なお従前の例による。

(大津市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

**第3条** 第2条の規定による改正後の大津市水道事業給水条例(第3項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用(以下この項において「特定継続供給に係る水道の使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金(特定継続供給に係る水道の使用にあっては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第2条の規定による改正前の大津市水道事業給水条例(以下この項において「旧条例」という。)第12条第1項、第21条第1項及び第2項並びに第22条に規定する工事又は修繕(以下この項において「工事等」という。)のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又は水道の供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するものについては、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第4条** 第3条の規定による改正後の大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正に伴う経過措置)

**第5条** 第4条の規定による改正後の大津市雄琴温泉供給条例(第3項において「新条例」という。)第12条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している温泉の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に温泉使用料の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である温泉の使用(以下この項において「特定継続供給に係る温泉の使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する温泉使用料を前回確定日(その直前の温泉使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した温泉使用料(特定継続供給に係る温泉の使用にあっては、当該確定した温泉使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 新条例第12条第2項の規定(メーター使用料に係る部分に限る。)は、平成31年10月分以後の月分のメーター使用料について適用し、同年9月分以前の月分のメーター使用料については、なお従前の例による。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第6条** 第5条の規定による改正後の大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の診断書等の交付に係る手数料について適用する。

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第7条** 第6条の規定による改正後の大津市立公民館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室等の使用料等について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室等の使用料等については、なお従前の例による。

(大津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

**第8条** 第7条の規定による改正後の大津市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用(以下この項において「特定継続排水に係る下水道の使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した使用料(特定継続排水に係る下水道の使用にあっては、当該確

定した使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(大津市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

**第9条** 第8条の規定による改正後の大津市行政財産使用料条例第5条の2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第10条** 第9条の規定による改正後の大津市民会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る大ホール等の施設の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る大ホール等の施設の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正に伴う経過措置)

**第11条** 第10条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

**第12条** 第11条の規定による改正後の大津市ガス供給条例(第3項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるガスの使用(以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金又は利用料金を前回確定日(その直前の料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金又は利用料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金又は利用料金(特定継続供給に係るガスの使用にあっては、当該確定した料金又は利用料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第11条の規定による改正前の大津市ガス供給条例(以下この項において「旧条例」という。)第5条第2項から第5項まで、第6条第2項、第7条第2項、第8条第1項、第8条の2第1項、第8条の3第3項及び第11条に規定する工事又は修繕(以下この項において「工事等」という。)のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの(旧条例第5条第2項から第4項までに規定する工事を除く。)については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

**第13条** 第12条の規定による改正後の大津市自転車駐車場条例(次項において「新条例」という。)別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る駐車料金について適用する。

2 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあっては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(大津市漁港等管理条例の一部改正に伴う経過措置)

**第14条** 第13条の規定による改正後の大津市漁港等管理条例(次項において「新条例」という。)第12条第2項の規定は、施行日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

2 新条例別表第1項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第15条** 第14条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正に伴う経過措置)

**第16条** 第15条の規定による改正後の大津市立森林キャンプ村条例(次項において「新条例」という。)第5条第2項の規定は、施行日以後の利用に係るグラウンドゴルフコースの利用料金について適用する。

2 新条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るバンガロー等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るバンガロー等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置)

**第17条** 第16条の規定による改正後の大津市公設地方卸売市場条例(次項及び第3項において「新条例」とい

う。)第56条第1項の規定は、施行日以後の買受けに係る代金について適用する。

2 新条例別表第1の規定は、平成31年10月分以後の市場施設使用料について適用し、同年9月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室使用料については、なお従前の例による。

(大津市総合保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第18条** 第17条の規定による改正後の大津市総合保健センター条例(次項において「新条例」という。)別表第2の規定は、回数券による利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、回数券による利用の場合にあっては、施行日以後に交付した回数券による利用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市歴史博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第19条** 第18条の規定による改正後の大津市歴史博物館条例(次項及び第3項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第3の規定は、施行日以後の使用の許可に係る企画展示室の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る企画展示室の使用料については、なお従前の例による。

(大津市生涯学習センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第20条** 第19条の規定による改正後の大津市生涯学習センター条例別表第1の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第21条** 第20条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の入園に係る利用料金について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第22条** 第21条の規定による改正後の大津市伊香立環境交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市北部地域文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第23条** 第22条の規定による改正後の大津市北部地域文化センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市営霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

**第24条** 第23条の規定による改正後の大津市営霊園条例(次項において「新条例」という。)第11条の規定は、平成32年度以後の年度分の管理料について適用し、平成31年度以前の年度分の管理料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に新条例第7条の墓地の使用許可を受けた者に係る管理料については、新条例の規定を適用する。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第25条** 第24条の規定による改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表の規定は、施行日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前に行った廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分について、施行日前に第24条の規定による改正前の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表の項、の項又はの項に規定する手数料の納付があった場合における必要な経過措置は、規則で定める。

(大津市創作展示館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第26条** 第25条の規定による改正後の大津市創作展示館条例(次項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第27条** 第26条の規定による改正後の大津市伝統芸能会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市斎場条例の一部改正に伴う経過措置)

**第28条** 第27条の規定による改正後の大津市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第29条** 第28条の規定による改正後の大津市埋蔵文化財調査センター条例別表の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第30条** 第29条の規定による改正後の道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例第3条第3項から第5項までの規定は、施行日以後に発行する定期駐車券、屋上定期駐車券又は夜間定期駐車券に係る駐車料金について適用する。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

**第31条** 第30条の規定による改正後の大津市ふれあいプラザ条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

**第32条** 第31条の規定による改正後の大津市自動車駐車場条例第3条第4項及び第5項並びに別表の規定は、施行日以後に発行する屋上定期駐車券、夜間定期駐車券又は定期駐車券に係る駐車料金について適用する。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正に伴う経過措置)

**第33条** 第32条の規定による改正後の大津市浜大津公共広場条例別表の規定は、施行日以後の行為の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正に伴う経過措置)

**第34条** 第33条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るスタジオ等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るスタジオ等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市準用河川占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

**第35条** 第34条の規定による改正後の大津市準用河川占用料条例別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後に徴収する施行日以後の期間に係る流水占用料等について適用する。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正に伴う経過措置)

**第36条** 第35条の規定による改正後の大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第37条** 第36条の規定による改正後の大津市滋賀里コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第38条** 第37条の規定による改正後の大津市仰木太鼓会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

**第39条** 第38条の規定による改正後の大津市液化石油ガス供給条例(第3項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるガスの使用(以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金(特定継続供給に係るガスの使用にあっては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第38条の規定による改正前の大津市液化石油ガス供給条例(以下この項において「旧条例」という。)第6条第2項、第7条、第8条第2項、第9条第1項、第10条第3項及び第13条に規定する工事又は修繕(以下この項において「工事等」という。)のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの(旧条例第6条第2項に規定する工事を除く。)については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第40条** 第39条の規定による改正後の大津市子育て総合支援センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市市民活動センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第41条** 第40条の規定による改正後の大津市市民活動センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る大会議室、中会議室及び小会議室並びにスモールオフィスの利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る大会議室、中会議室及び小会議室並びにスモールオフィスの利用料金については、なお従前の例による。

(大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第42条** 第41条の規定による改正後の大津市木戸コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正に伴う経過措置)

**第43条** 第42条の規定による改正後の大津市温泉保養交流施設条例(次項及び第3項において「新条例」という。)別表第1項及び第2項の規定は、回数券による浴場の利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る浴場等の利用料金について適用する。

2 新条例別表第1項の規定は、回数券による浴場の利用の場合にあつては、施行日以後に交付した回数券による浴場の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による浴場の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第3項及び第4項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る屋根付多目的広場等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る屋根付多目的広場等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市公共棧橋条例の一部改正に伴う経過措置)

**第44条** 第43条の規定による改正後の大津市公共棧橋条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市和邇文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第45条** 第44条の規定による改正後の大津市和邇文化センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正に伴う経過措置)

**第46条** 第45条の規定による改正後の大津市立野外活動施設条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係るキャンプ場等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係るキャンプ場等の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第47条** 第46条の規定による改正後の大津市港湾の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正に伴う経過措置)

**第48条** 第47条の規定による改正後の大津市旧大津公会堂条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

**第49条** 第48条の規定による改正後の大津市ふれあいセンター条例第5条第2項及び別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正に伴う経過措置)

**第50条** 第49条の規定による改正後の大津市リサイクルセンター木戸設置条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市まちなか交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

**第51条** 第50条の規定による改正後の大津市まちなか交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

( 大津市大津祭曳山展示館条例の一部改正に伴う経過措置 )

**第52条** 第51条の規定による改正後の大津市大津祭曳山展示館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

( 大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置 )

**第53条** 第52条の規定による改正後の大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定は、施行日以後に発行する 1 日駐車券に係る駐車料金について適用する。

-----  
大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 3 月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第22号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第35条の見出し中「仮設興行場等」の次に「、興行場等及び特別興行場等」を加え、同条中「仮設興行場等」の次に「、法第87条の3第5項の規定による許可を受けた興行場等及び同条第6項の規定による許可を受けた特別興行場等」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

-----  
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 3 月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第23号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「入居者に」を「入居者(以下この項において「該当者」という。)に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、該当者の数が割り当てをした地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、公開抽選によって入居者を選考する。

第7条第4項を削る。

第8条第1項中「、入居者選考委員会の意見を聞いて」を削り、同条第2項中「第11条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第3項中「第11条」を「第10条」に、「手続き」を「手続」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条の見出し並びに同条第2項、第4項及び第5項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第10条とし、第11条の2を第11条とする。

第13条第4項中「第10条ただし書」を「第9条ただし書」に改める。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第10条第5項」に改め、同条第5項中「手続き」を「手続」に改める。

第36条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同項第6号中「第11条の2第1項」を「第11条第1項」に改める。

第40条中「第17条中「第11条第5項」を「第17条第1項中「第10条第5項」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

( 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 )

2 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第11条の2」を「第11条」に改める。

-----

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第24号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「規定による認可を受けた」を「事業計画に定める」に改め、同項第2号中「328,800人」を「329,400人」に改め、同項第3号中「210,500立方メートル」を「210,700立方メートル」に改める。

第4条の3を次のように改める。

第4条の3 前2条に定めるもののほか、ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者の行う業務の実績について客観的かつ公平な検証等を行わせるため、大津市ガス特定運営事業等検証委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員3人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。
- 4 委員に対する報酬及び費用弁償については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の3の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

大津市民体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第25号

大津市民体育館条例の一部を改正する条例

第1条 大津市民体育館条例(昭和54年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで	/	1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午後1時から 午後5時まで		1,650円	2,470円	2,470円	3,710円
	午後6時から 午後9時まで		1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午前9時から 午後5時まで		2,680円	4,120円	4,020円	6,180円
	午後1時から 午後9時まで		3,090円	4,330円	4,640円	6,490円
	午前9時から 午後9時まで		4,120円	6,180円	6,180円	9,280円

別表第1号の表トレーニング室の項中「320円」を「410円」に、「480円」を「610円」に、「100円」を「130円」に、「160円」を「200円」に改め、同号の表会議室の項中「320円」を「410円」に、「480円」を「610円」に改め、別表第2号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで	1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午後1時から 午後5時まで	1,650円	2,470円	2,470円	3,710円
	午後6時から 午後9時まで	1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午前9時から 午後5時まで	2,680円	4,120円	4,020円	6,180円

	午後 1 時から 午後 9 時まで	3,090円	4,330円	4,640円	6,490円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	4,120円	6,180円	6,180円	9,280円

別表第 3 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで	/	1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,650円	2,470円	2,470円	3,710円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		2,680円	4,120円	4,020円	6,180円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		3,090円	4,330円	4,640円	6,490円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		4,120円	6,180円	6,180円	9,280円

別表第 3 号の表会議室の項中「320円」を「410円」に、「480円」を「610円」に改め、別表第 4 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで	660円	990円	990円	1,480円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	880円	1,320円	1,320円	1,980円
	午後 6 時から 午後 9 時まで	660円	990円	990円	1,480円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	1,430円	2,200円	2,140円	3,300円
	午後 1 時から 午後 9 時まで	1,650円	2,310円	2,470円	3,460円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	2,200円	3,300円	3,300円	4,950円

**第 2 条** 大津市民体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで	/	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,980円	2,970円	2,970円	4,450円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		3,210円	4,950円	4,820円	7,420円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		3,710円	5,190円	5,560円	7,790円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		4,950円	7,420円	7,420円	11,130円

別表第 1 号の表トレーニング室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に、「130円」を「160円」に、「200円」を「240円」に改め、同号の表会議室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に改め、別表第 2 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
-----	--------------------	--------	--------	--------	--------



	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,980円	2,970円	2,970円	4,450円
	午後 6 時から 午後 9 時まで	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	3,210円	4,950円	4,820円	7,420円
	午後 1 時から 午後 9 時まで	3,710円	5,190円	5,560円	7,790円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	4,950円	7,420円	7,420円	11,130円

別表第 3 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 まで	/	1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,980円	2,970円	2,970円	4,450円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		3,210円	4,950円	4,820円	7,420円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		3,710円	5,190円	5,560円	7,790円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		4,950円	7,420円	7,420円	11,130円

別表第 3 号の表会議室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成33年10月1日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 3 月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第26号**

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 大津市市民格技場条例（昭和61年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 格技場の使用の許可を受けることができる時間は、午前 9 時から午後 9 時までとし、毎時 0 分から始まる 1 時間を単位とする時間帯について許可を受けるものとする。

第 4 条を次のように改める。

（使用料）

**第 4 条** 使用者は、使用の許可の際に、1 時間につき、200円（市内に住所を有しない者にあつては、310円）の使用料を納付しなければならない。

別表を削る。

**第 2 条** 大津市市民格技場条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「200円」を「240円」に、「310円」を「370円」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成33年10月1日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市市民格技場条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の大津市市民格技場条例第 4 条の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

-----

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 3 月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第27号

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 大津市市民運動広場条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「840円」を「1,060円」に、「3,350円」を「4,270円」に、「630円」を「770円」に、「2,510円」を「3,110円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「830円」を「850円」に改める。

別表第 3 中「480円」を「610円」に、「970円」を「1,230円」に、「720円」を「920円」に、「1,440円」を「1,840円」に、「320円」を「410円」に、「160円」を「200円」に、「240円」を「310円」に改める。

**第 2 条** 大津市市民運動広場条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1,060円」を「1,280円」に、「4,270円」を「5,120円」に改める。

別表第 3 和邇市民運動広場のテニスコートの項中「610円」を「720円」に、「1,230円」を「1,450円」に、「920円」を「1,090円」に、「1,840円」を「2,180円」に改め、同表田上市民運動広場の集会室の項中「410円」を「490円」に、「610円」を「740円」に改め、同表田上市民運動広場の会議室の項中「200円」を「240円」に、「310円」を「370円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成33年10月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

-----

大津市市民プール条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 3 月25日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第28号

大津市市民プール条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 大津市市民プール条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100分の108」を「100分の110」に、「200円」を「250円」に、「2,000円」を「2,500円」に、「300円」を「370円」に、「3,000円」を「3,700円」に改める。

別表第 2 中「100分の108」を「100分の110」に、「200円」を「250円」に、「2,000円」を「2,500円」に、「300円」を「370円」に、「3,000円」を「3,700円」に、「400円」を「500円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「600円」を「750円」に、「6,000円」を「7,500円」に改める。

**第 2 条** 大津市市民プール条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「250円」を「300円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「370円」を「450円」に、「3,700円」を「4,500円」に改める。

別表第 2 中「250円」を「300円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「370円」を「450円」に、「3,700円」を「4,500円」に、「500円」を「600円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「750円」を「900円」に、「7,500円」を「9,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、

平成34年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市市民プール条例（次項において「平成31年新条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、回数券による使用の場合を除き、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。
- 3 平成31年新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、回数券による使用の場合にあつては、施行日以後に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日前に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定による改正後の大津市市民プール条例（次項において「平成34年新条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、回数券による使用の場合を除き、附則第 1 項ただし書に規定する日（以下この項及び次項において「一部施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金又は使用料について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。
- 5 平成34年新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、回数券による使用の場合にあつては、一部施行日以後に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料について適用し、一部施行日前に交付した回数券による使用に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。